

周南市指定管理者候補者選定審査会設置要領

(設置目的)

第1条 非公募施設の指定管理者の選定において、候補者が適切で確実な管理運営を実施することができるか審査を行い、施設の管理運営の適正化を図ることを目的として、周南市指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の選定における候補者の審査に関すること。
- (2) その他指定管理者の選定に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員4人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 行財政改革担当部長
- (2) 総務担当部長又は同部長が指名する者
- (3) 企画担当部長又は同部長が指名する者
- (4) 建設担当部長又は同部長が指名する者

(会長)

第4条 審査会に、会長を置く。

- 2 会長は、行財政改革担当部長をもって充てる。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、施設の管理関係者の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、行財政改革担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。